

告 示

埼玉県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 大 戸 堅 吉 埼玉県羽生市大字上手子林千四百八十六番地